

令和7年度関東甲信越ブロック一斉路上軽油抜取調査の実施について**1 関東甲信越ブロック一斉路上軽油抜取調査の概要**

群馬県では、軽油引取税の脱税のみならず、環境汚染や不正競争など多くの社会問題を引き起こす不正軽油が流通していないかを把握するため、年間を通じてガソリンスタンドや運送業者等の燃料貯蔵設備、工事現場で稼働する重機等に対し、燃料抜取調査を実施しています。また、道路を走行しているトラック等から燃料を採取する路上軽油抜取調査も実施しています。

今回は関東甲信越ブロック各都県で連携し、主要幹線道路等で一斉に路上抜取調査を実施します。これにより、自治体間の連携をより緊密なものとし、不正軽油の流入阻止を図ります。

2 群馬県における抜取調査の実施内容

(1) 実施日時

令和7年6月17日（火） 10:00～12:00**※雨天の場合は中止となります**

(2) 実施場所（県内3か所で実施）

- A 渋川市上白井地内（国道17号下り線）
- B 安中市松井田町入山地内（国道18号碓氷バイパス長野方面）
- C 太田市武蔵島町地内（上武道路上り線尾島パーキング）

(3) 実施方法

群馬県警の協力を得て、道路走行中のトラック等のディーゼル車両に停車を求め、燃料タンクからの採油及び運転手からの聞き取り調査を行います。

不正軽油が発見された場合には、販売ルートや製造元を追跡調査します。

(4) 本県の実施体制（予定）

実施規模 総勢30名（県職員：24名 警察官：6名）**（参考）関東甲信越ブロック全体****構成都市：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県****実施箇所：31か所****従事職員：315名****税務関係：202名****警察関係：82名****その他の職員：31名**

不正軽油の流通・使用は、環境汚染等を招き、生活環境を脅かします。
軽油には1ℓあたり32.1円の軽油引取税（県税）が課税されています。
不正軽油について情報をお持ちの方はこちらまでお願いします。

群馬県不正軽油110番 電話027-231-2801
～ぐんま電子申請システムから24時間通報を受け付けています～



不正軽油通報フォーム